



よさの

第17号 H26.3発行

編集/発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎2階)

TEL:0772-43-2191 (直通)

FAX:0772-43-2194



「人」と「土」の

「地域と家族の繋がり」が 農業のやりがいへ繋がる!



杉原 良さんのご家族
杉原 良さん(ご主人) 千明さん(ご主人の奥さん) 凛(りん)君(ご長男) 楓(かき)君(ご次男)

▲H24年3月の取材時の杉原夫妻

杉原良さんのご家族【左から】

・千明さん・榎(かき)君・良さん・凛(りん)君

～詳細は2ページにあります～

第17号のもくじ

- 新規就農者のその後は……………1,2
- 農地情報あれこれ(賃借料・作業請負料金)…3
- 農地中間管理機構ってなんだろう?……………4
- 有害鳥獣シリーズ(ハクビシン)……………5
- 農業者年金のお得ポイント!……………5
- 利用状況調査と農地パトロール!……………6

(一財)日本穀物検定協会が
発表した平成25年度米食
味ランキングで丹後産コ
シヒカリが3年連続で最高
評価である「特A」を獲得
しました。通算で11回目
の獲得になります。

祝! 特A評価!



豆っこ米イメージキャラクター
まめっこまいちゃん

滝・金屋地域で頑張って営農されている 杉原夫妻を取材させていただきました。



▲杉原さんのお宅で話を伺いました。

今回は、農業委員会だより第12号で取材させていただきました杉原良さん(36)に再びスポットを当て、西川委員と白須委員が取材を行いました。

地域の担い手としても今後期待される杉原良さんは、若い世代の目線で地域を支えていくことが大事と語られています。

また、奥さんの千明さん(31)はリフレかやの里の駐車場にある「森の直売所」を切盛りされており、夫婦で滝・金屋地域を盛り上げようと頑張っておられます。

今回は、独立就農して2年目が終わろうとしている若い杉原良さんのその後ということで、お話を伺いにお邪魔しました。

滝・金屋地域に建てたハウスの6棟でネギ・水菜の栽培を中心に、杉原良さんがほとんどを一人でこなしておられます。年間を通して有利な販売ができるよう、知恵を絞り日々努力されているようでした。

また、農業の面白味を聞くと、自分で種まきから出荷まで一つ一つ確認してやっていけるところがサラリーマンにはないところとおっしゃっていました。

地域として新規就農の希望も多くあり、受入れ体制も整っているけども、若い世代が少なく人間関係がうまくいかないというケースもあるそうです。そういった中で、杉原さんは積極的に若い人に声を掛け、繋がりを大切にしていきたくて今後の抱負を語っていただきました。



(白須 邦子 委員)

(有)あつぷるふぁーむで2年間の研修を終え、独立されてから2年が経過しようとしている杉原良さんを再度取材させていただきました。

経営もやっと落ち着き、心にも余裕が見られるようでした。とても気さくな方で、若い就農者との繋がりを作っていき、与謝野町の農業を盛り上げることができればとおっしゃっていました。

また、杉原良さんの奥さんである千明さんも、滝・金屋中山間で運営している「森の直売所」の事務局として頑張っておられます。地域の方々とも、とても仲良くやっておられ、滝・金屋地域の看板娘的な存在となっています。

千明さんは男の子2人のお母さんになりました。これから、苦労することもあると思いますが、私も滝地域の一員ですので、地域一体となって杉原さん家族を温かく見守り、支え、応援していきたいと思えます。



(西川 千榮子 委員)

新鮮な野菜が
いっぱい!!



▲森の直売所はリフレかやの里の前の駐車場にあります。



▲金屋地区に6棟ものハウスが並ぶ。現在はネギ・水菜を中心に栽培。

お忙しい中、取材にご協力いただきありがとうございました。



NEW!!



平成25年度 農地情報あれこれ



貸借料情報・作業請負料金・農地の動き

—お知らせ—

平成25年度の貸借料情報・作業請負料金を農業経営対策委員会で集計しましたので、今後の農地の貸し借りの参考としてください。

—貸借料情報をご参考ください—

区分	平均額 (物納換算)	最高額 (物納換算)	最低額 (物納換算)	データ数
与謝野町全域 (田)	6,400円/10a (31.3kg/10a)	9,000円/10a (43.9kg/10a)	2,600円/10a (12.7kg/10a)	67 (無償6件を含む)

※平成25年1月から12月までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結(公告)された貸借料を集計しています。

※物納は6,150円/玄米30kg、毎年話し合いは7,600円/10a(H24の平均額)で価格換算しています。

※特殊な取引に係るデータは取り除いています。

※この情報は貸借契約時の目安ですので、必ずお互い話し合い、納得できる貸借料を決定してください。

—農作業請負料金をご参考ください—

区分	参考価格 (機械使用料込・オペレーター料込・税別)
荒起こし	11,000円/10a
切り替えし	6,000円/10a
代かき	7,000円/10a
田植え (苗・農薬・肥料別)	8,000円/10a(肥料散布無) 9,000円/10a(肥料散布込)
コンバイン刈	24,000円/10a
合計	56,000円/10a~57,000円/10a
乾燥・調製	2,500円/60kg
畔ぬり	80円/m



平成25年度農作業請負料参考価格を見直しました。

「税込」を「税別」に変更しました。

「田植え」を肥料散布無・込に分け、昨年度と比べ値上げしました。

ほ場の条件や燃料費の変動によって異なりますので、必ず双方で話し合い、納得できる作業請負料金にしてください。

●平成25年度の農地の動き●

平成25年度はこれだけの農地に関する許認可・届出がされています。

申請・届出区分	件数	面積(m ²)	申請・届出区分	件数	面積(m ²)
農地法第3条	13	23,107	非農地明証	10	2,688
農地法第4条	1	677	利用権設定	77	230,603
農地法第5条	12	10,957	相続等による届出	11	37,687
農地形状変更	13	8,234			

農地のことは農業委員会へ!

農業委員会では毎月10日前後に総会を開催し、農地法等に基づき審査を行い、許可・承認を行っています。

申請書は毎月20日(20日が休祝日の場合は翌開庁日)までに農業委員会事務局へ提出してください。

ニユースで取り上げられている 「農地中間管理機構」って何??

農地中間管理機構とは!?

◆農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用集積・集約化を進めるため、各都道府県に一つずつ農地中間管理機構を設立します。

京都府では、平成26年7月に設立が予定されています。

農地中間管理機構が行う業務とは!?

- ◆定期的に農地の借受けを希望する者を募集し、応募の内容を公表。そこから適切な貸付け相手を選定します。
- ◆高齢化によって農業経営からリタイア、相続で農地を取得したが自分は非農家、地域内の担い手相互間で分散錯綜している利用権を交換したいときは是非中間管理機構を利用しましょう!!



【出し手の例】

- 高齢で耕作できない
- 非農家で作ってくれる人を探している

農地の出し手

借受け

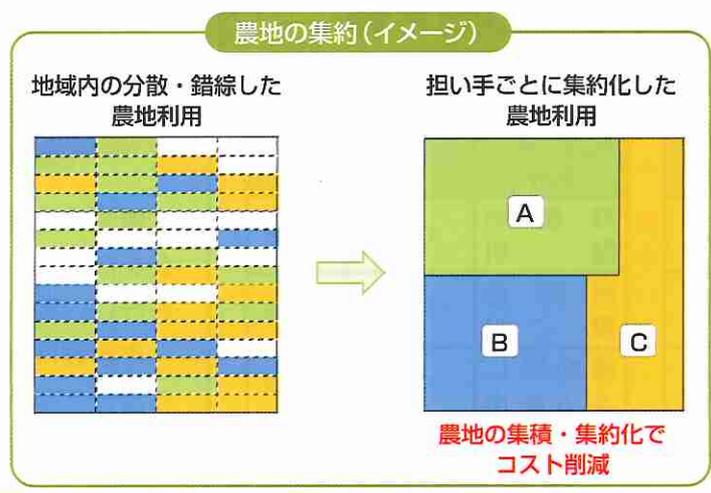
農地中間管理機構 (農地集積バンク)

地域内に分散した農地を整理し、担い手ごとに集約したい場合や、耕作放棄地になっている農地などを農地中間管理機構が借受けます。

借受けた農地を必要があれば、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けします。

また、機構は当該農地についてきちんと農地として管理します。

※下図はイメージ



貸付け

農地の受け手

【担い手の例】

- 認定農業者
- 京力農場プランの中核的担い手

■体の特徴■

体長：60cm～100cm
体重：3kg程度

■食べ物■

食性は植物食傾向の強い雑食で、果実・種子・小動物・鳥・鳥の卵などを食べ、中でも果実を好みます。



■生態■

その名の通り、額から鼻にかけて白い線があり、木登りや物を掴むことができる動物で、与謝野町でも屋根裏にすみ付くなどの事例が報告されています。

■連絡先■

被害が発生した・発生する可能性のある場合は、農林課林業水産係（☎43-2191）へご連絡ください。

農業者年金は、自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を自由に決めることができるんだよ！

自分の収入に合わせて、いつでも何度でも保険料を変えられるから、とても助かっているんだ！

節税 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象。
節税 じゃえじゃえ!
凄い年金
少子高齢時代に強い年金です。保険料の額は自由に決められます。
所得税や住民税の節税につながります！
老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！
しっかり積み立て、がっちりサポート
安心して豊かな老後を
農業者年金
終身年金で80歳までの保証付です。

◆保険料の変更について◆

農業者年金の保険料は2万円～6万7千円の間で自分にあった掛金を千円単位で選ぶことができます。

なので、20代～50代のライフステージによって保険料を変えたり、脱退・再加入をしたりすることも可能な農家の味方となる公的年金です。

◆加入要件は3つ！◆

- ・国民年金第1号被保険者であること。
- ・年間60日以上農業に従事していること。
- ・60歳未満であること。

◆お問い合わせ◆

農業者年金に少しでも興味を持たれた方はお近くの農業委員若しくは加悦庁舎2階の農業委員会事務局まで気軽にお尋ねください。



まめっこ
まいちゃんも
オススメ！



自分の将来をちゃんと設計することは、とても大事なことじゃな

農業者年金のお得ポイントその④!!
◆保険料は自分に合った額を!!◆



農地
パトロール

与謝野町農業委員会は町内の農地を守っています！

利用状況
調査

農業委員会では、年に一回、農地法3条、4条、5条、形状変更の許可・承認がされた案件の現地に行き計画通り進捗・完了（3条は耕作）しているか状況を確認する農地パトロールを行っています。申請通りに工事等が行われていない場合、指導を行っています。農業委員会では、違反転用や悪質な利用がされないように農地パトロールを続けていきますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。



▲農地パトロールを行っている様子

また、農業委員会では、町内の農地で遊休農地や荒廃した耕作放棄地、違反転用の状況を把握するため、各担当地区に分かれて農地法30条第1項に基づいて毎年一回、利用状況調査を行っています。

この調査は、農地パトロールとは別に農地の利用状況を調査するもので、平成21年12月に施行されました改正農地法の規定に基づく法令業務となります。

遊休農地は有害鳥獣の住処になったり、病害虫の発生原因にもなり、隣接の住民や農地へ悪影響を与える場合がありますので、草刈り等の適切な農地の管理をお願い致します。また、調査のために農地に立ち入る場合がございますが、ご理解とご協力をお願い致します。

農地の適切な管理を！



農地法4条・5条ってどんな法律?? (農地転用)

現況が田・畑・果樹である農地は知事の許可がないとその目的以外に使うことができません。

- 自分の農地を農地以外にしたい。→農地法4条の許可
- 他人の農地を買って(借りて)農地以外にしたい→農地法第5条の許可

※農地転用を考えておられる方は京都府又は農業委員会事務局にご相談ください。

農地法の許可を得ず、農地を宅地・雑種地等にした場合、罰則があります。(違反転用)

◆個人◆

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

◆法人◆

1億円以下の罰金

編集後記

昨年は異常気象で各地に大きな被害がありました。与謝野町の近辺でも由良川の氾濫で多くの農作物が全滅してしまつたというニュースを見るとわが身のように思え、その後どうなったのか心配になりました。

このような暗いニュースが多い中で、うれしい出会いがありました。今年の秋の散歩中、近くの田んぼに餌を探している2羽のコウノトリに出会いました。民家の近くに飛来してきたのは、餌となるドジョウや小魚が棲める環境になつているのでしょうか。今年もまた、コウノトリが飛来してくれる環境づくりを皆で考えたいものです。

(増田 乙久 委員)



広報編集委員

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 金谷 肇 |
| 副委員長 | 増田 乙久 |
| 委員 | 野口 浩市 |
| 委員 | 糸井 裕一 |
| 委員 | 西川 千榮子 |
| 委員 | 白須 邦子 |